

「指導力不足教員等」の定義

学習指導・生徒指導・学級経営等において、適切な指導ができないため、児童生徒や保護者の信頼を得ることができず、校内で継続的な指導を行っても改善が見られない教員

(1)

専門性や社会性が不足していたり、教員としての意欲や熱意に欠けていたりするため、指導力が発揮できない教員（指導力不足教員）

（例）

教科に関する専門的知識や指導技術が不足していたり、指導力向上への意欲や熱意に欠けていたりするため、学習指導を適切に行えない。

子どもを理解しようとする姿勢や意欲に欠けるため、児童生徒の信頼が得られず、学級経営や生徒指導が適切に行えない。

社会常識や他との協調性に欠けるため、同僚や児童生徒・保護者等とのトラブルが絶えず、教育活動に支障をきたしている。

(2)

服務面や日ごろの言動に著しい課題があり、再三の指導にもかかわらず、改善が見られない教員（不適格教員）

（例）

正当な理由がなく、遅刻、早退、欠勤を繰り返すなど、勤務状況や勤務態度等の服務面に著しい課題がある。

日ごろの言動等に教育公務員として不適切なものがあり、児童生徒や保護者の信頼が得られず、教育活動に支障をきたしている。

(3)

精神性疾患等により、職務の遂行に支障があると思われる教員

（例）

指導力を発揮できない原因が精神性疾患等にあると考えられるが、本人に病識がなく、受診・治療を行わない。

休職・復職を繰り返すため、教育活動に支障をきたしている。